

75歳以上の方へ

後期高齢者医療についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。

令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

保険料のお支払い方法は、・特別徴収（年金からの納付）

・普通徴収（口座振替または納付書での納付）となります。

納付書での納付をされる方は、同封している納付書で納めてください。

被保険者証が桃色に変わります

(桃色)

今お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は、7月31日までです。

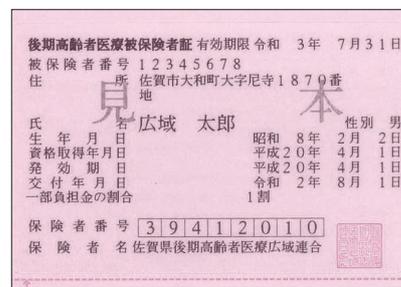
新しい被保険者証（桃色）は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証（水色）は、7月31日までご使用いただき、その後は裁断等をして確実に廃棄していただくか、福祉課保険年金係に返還してください。

【お願い】

新しい被保険者証（桃色）が届きましたら、住所・氏名・性別・生年月日の確認をお願いします。

もし、記載内容に誤りがある場合は、福祉課保険年金係までご連絡ください。



限度額適用・
標準負担額減額認定証をお送りします

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日までです。新しい認定証は、7月中旬に継続対象の方へ、被保険者証と一緒に郵送します。

なお、認定証の更新手続は必要ありませんが、被保険者証の負担割合が変更になり、新たに認定証の交付対象となる場合には申請が必要です。

(区分Ⅰ・Ⅱ)

(現役並みⅠ・Ⅱ)



石井行政書士事務所 (全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室)

相続・遺言・遺産分割協議書の作成
成年後見（任意後見）・農地転用許可
申請取次に関する資料作成・帰化申請等
会社設立・知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32（高島団地北2丁目）

有料
広告

「医療費のおしらせ」通知時期の変更について

佐賀県後期高齢者医療保険の被保険者の方へ、毎年「後期高齢者医療費のお知らせ」を郵送しています。

令和元年度までは年3回(7月・11月・2月)の通知でしたが、令和2年度からは年2回(11月・2月)の通知に変わります。今年度から7月には通知を郵送しませんので、ご注意ください。

通知の郵送時期と記載の対象となる診療月は次のとおりです。

通知	郵送時期	通知に記載する診療月
1回目	令和2年11月末	令和2年1月～8月
2回目	令和3年2月下旬	令和2年9月～12月

このお知らせは、確定申告等の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用することができます。

訪問健康指導事業（訪問健康相談）のお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方を対象に訪問による健康相談を実施します。ご家庭でより良く生活していただくために、健康に関することや、医療機関の利用方法等について、情報提供やアドバイスをさせていただきます。身体の不調や気になることがあればご相談ください。

※対象となる方には、広域連合から個別に事業の案内文書を送付します。

※訪問健康相談は、無料です。

傷病手当金を支給します

後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者(給与の支払いを受けている方)が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】 次の条件をすべて満たす方が対象です

- ・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者(給与の支払いを受けている方)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで(入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで)

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書(受診しなかった場合は不要)等

※事前に電話でお問合せください。

0から74歳までで国民健康保険に加入されている方へ

国民健康保険についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

被保険者証が藤色に変わります

国民健康保険被保険者証（うぐいす色）の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい被保険者証（藤色）は7月中に簡易書留で発送しますので、8月以降ご使用ください。

限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の手続きが必要です

基山町国民健康保険に加入し、現在「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。

▽申請期間

7月20日（月）～8月31日（月）

▽持参するもの

- ・国民健康保険被保険者証（対象被保険者の方）
- ・印鑑
- ・個人番号カード又は通知カード（世帯主と対象被保険者の方）

▽申請先 福祉課 保険年金係



限度額適用認定証とは？

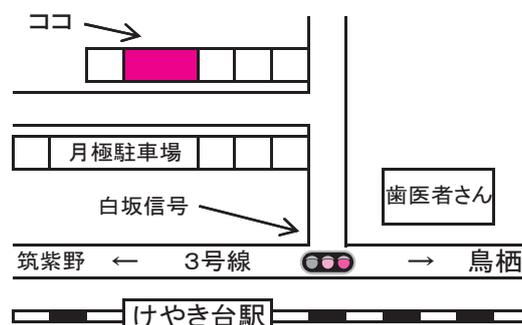
入院治療や高額な外来診療を受ける際に、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示することで、所定区分に応じた負担額までの支払いになります。（限度額適用・標準負担額減額認定証は、国保世帯全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が減額され、窓口で支払う自己負担限度額も減額されます。）認定証は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けることができません。また、世帯員に転入や未申告等により所得不明の方がいる場合、申告等の手続きが必要です。

もとざくら デイサービス 本桜

楽しく通って、ちょっと気分転換に、お泊りも
できます。介護が必要な方も大丈夫です。
ご家族もほっと一息しませんか？



基山町本桜1673番地98
TEL 0942-85-9991



有料広告

国民年金へ加入している方へ

国民年金保険についてのお知らせ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県年金事務所 ☎0952-31-4191

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から届く納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていない場合、電話、書面、面談により早期に納めるよう案内をしています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定する期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、配偶者、世帯主）の財産を差し押さえることがあります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度がありますので、お問合せください。

▽年金の受給や手続きに関する相談を受け付けています

日時 第2・4火曜日 午前10時から午後3時まで

場所 基山町役場 相談希望の方は、佐賀年金事務所に予約をお願いします。

※申込み・問合せ先 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

7月は国民年金保険料免除申請等の受付・更新時期です

国民年金に加入している方は毎月の保険料を納付していただく必要があります。しかし、所得が少ないなど、保険料を納付することが経済的に難しいときは、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用してください。

▽免除（全額・一部）申請

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

▽納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。免除・納付猶予申請の承認期間は、毎年7月から翌年6月までです。このため、免除等の承認をうけている方は6月で免除期間が終了します。引き続き免除を希望される場合は、できる限り7月中に申請をされるようお願いいたします。申請手続きが遅れると、不慮の事態が生じたときに、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

①前年に保険料の全額免除又は納付猶予が承認され、翌年度以降も継続申請を希望されている方

全額免除申請は、本人・配偶者・世帯主、納付猶予申請は、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下であることが承認されるための要件です。（所得が57万円を超える場合、所得の申請が必要になります）継続申請を希望されていた方で、審査の結果が却下の場合、全額免除や納付猶予を受けることはできませんが、再度申請をすることで、一部免除に該当する場合があります。

②新規で免除申請をされる方又は前年の申請で全額免除・納付猶予の継続申請を希望されなかった方や承認されなかった方

①の方と同様に、それぞれの方の所得の申告が必要な場合があります。なお、退職（失業）した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

▽その他免除申請等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった方の免除・納付猶予制度や、産前産後期間の免除制度もあります。詳しくは、お問合せください。